

議案第48号

専決処分の承認を求めるについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成28年6月3日提出

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第4項から第9項までの規定、附則第11項及び第12項中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
(納稅義務者等)	(納稅義務者等)
第2条 省略	第2条 省略
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定</u> の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。
3～4 省略	3～4 省略
附 則 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	附 則 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)
4 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の	4 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の

都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの

都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの

規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分

規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分

の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお

の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお

ける都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

11 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2

ける都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

11 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2

の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分

の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分

の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（読み替規定）

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（読み替規定）

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。



### 33 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八十九号）

（二）再生可能エネルギー源を電気へ変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であつて、平成十八年四月一日から平成三十年三月三十日までの間に新たに取得されたものに対する課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

少にかかる年月と同額の不動産税を課税するべきである。但し、固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参考して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、経済省令で定めるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けたものを除く。）

口 風力を電気に変換する特定再生可能工エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）  
二 次に掲げる特定再生可能工エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）当該特定再生可能工エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき額を各二分の一を参照して三分の一

の二以上三分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの

則第十五条第三十八項及び第四十一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十日」に改め、同条第四十二項中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年

第三十九号)の施行の日から平成二十八年三月三十日までを平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十日までに、「取得した都市再生特別措置法」を「取得した同法」に、「五分の四」を「五分の四を斟酌して十分の七以上十分の九以下の範囲内において市町村の条例で定めること」を

の割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の四）を乗じて得に改め、同条に次の二項を加える。

電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者、電気通信事業法第一条第五号に掲げる電気通信事業者その他の政令で定める者が平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に災害対策基本法第四十一条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同

第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路法第二条第一項に規定する道路その他の政令で定めるもの（以下この項において「緊急輸送道路」という。）の地下に埋設するため

新設した地下ケーブルその他の経営者にて定める設備(第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固

資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（同法第三十条第一項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止され、又は新設を許さざり得るに至るところに所定ノ内当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）

た緊急輸出規制の区域の域内に供給すべきに充當した三種電機は、以下に定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）の額とする。

年四月一日から平成三十年三月三十日までの間に同条第五項（第一号に係る部分に限る）に規定する農地中間管理権（以下この項において「農地中間管理権」という。）を取得した土地で総務省令で定めるもののうち、農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定資産

税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該地の開発度を基準とする。

該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日(当該取得の日が一月一日である場合は、同日。以下この項において同じ)を賦課期日とする年度から三年度分(農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項第一号中「若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社法改正法附則第一条第一項に規定する新会社」を「に規定する旅客会社（以下この条及び次条において「旅客会社」という。）若しくは同法第一条第二項に規定する貨物会社（以下この項及び次条において「貨物会社」という。）旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社（次号における

において「平成十三年新会社」という)又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条第一項に規定する新会社(次号において「平成二十七年新会社」という)に改め、同項第一号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社法改正法附則第二条第一項に規定する新会社」を「旅客会社若しくは貨物会社、平成十二年新会社又は平成二十七年新会社」に改め、同条第二項中「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客

鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社（次条において「北海道旅客会社等」という。）を「旅客会社」に、「及び第六号」を「若しくは第六号」に「借り受け、若しくは」を「借り受け」に、「平成二十一年度から平成二十二年までの間」を「平成二十一年度まで」に、「第一回定期」を「第二回定期」に

附則第十五条の三中「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」を「旅客会社又は貨物会社」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十一日」を平成三十年三月三十一日に改める。

附則第十五条の九第一項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成十九年一月一日以前から所在する」を「新築された日から十年

上を経過した】に「同年四月一日から平成二十八年三月三十日まで」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十日まで」に改め、「附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは」を削り、同

第六十九項及び第十項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に改め、「附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第一項まで」とする。

第三項から第五項まで若しくは」を削除  
附則第十七条第六号イの表(1)中「附則第十九条の三又は附則第二十九条の七第二項」を「又は附則第十九条の三若しくは第二十九条の七第二項」に、「附則第十九条の三第一項本文又は附則第

「十九条の七第二項」を「又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項」に改め、同表(2)中「平成二十八年度又は」を「平成二十八年度である場合であつて、当該土地が平成二十七年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三

(三) 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成二十八年改正前的地方税法」という。)第三四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、

「附則第二十七条又は附則第二十九条の七第三項」を「又は附則第二十七条若しくは第二十九条第三項」に、「附則第二十七条の二」を「又は附則第二十九条の七」に、「又は附則第二十九条の七

「三項」を「若しくは附則第二十九条の七第三項」に改め、同表(2)中「平成二十八年度又は平成二十九年度である場合であつて、当該土地が平成二十七年度分の固定資産税について平成十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た

第三百一十六条第一項中「納期限若しくは」を「各納期限若しくは」に、「各納期限」を「納期限」に、「の申告書に係る税金」を「に規定する申告書に係る税金」に、「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に、「掲げる期間」を「定める日又は期限までの期間」に改め、同項第一号中「までの期間」を削り、同項第二号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「係る税額」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「までの期間」を削り、同項第三号中「の申告書」を「に規定する申告書」に改め、「までの期間」を削り、同項第四号中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において」に改め、「申告書の提出期限」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「までの期間」を削り、「その期間の末日」を「当該申告書を提出した日」に改め、同條第二項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において」に改め、同條第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

第一項の場合において、第三百二十二条の八第二十二項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市町村民税について同条第一項、第二項、第四項又は第十九項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以トこの項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたとき)に限る。は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他の政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市町村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(第三百二十二条の八第二十三項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第三百二十八条の十一第一項中「第六項」を「第七項」に、「においては」を「には」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同條第二項中「においては」を「には」に、「不申告加算金」を「不申告加算金額」に改め、同條第三項中「規定に該当する場合」の下に「(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、「同項に」を「前項に」に、「前項の」を「前項に規定する」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同條第六項中「第四項」を「第五項に規定する」に改め、同條第七項とし、同條第五項中「によつて」を「により」に、「不申告加算金の額」を「不申告加算金額」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項中「の額」を削り、第二項の「(第二項に規定する)」を「(第二項に規定する)」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徵収されたものを除く。)又は重加算

金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徵収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百一十八条の十二第一項及び第二項中「隠べいし」を「隠蔽し」に、「同項の」を「同項に規定する」に「代えて」を「代えて」に、「重加算金」を「重加算金額」に改め、同條第四項中「にて」を「により」に、「重加算金の額」を「重加算金額」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「前項」を「前二項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に、「重加算金の額」を「重加算金額」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百一十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金等を徵収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかるべき規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三百四十八条第二項第九号の二中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を削り、同項第十六号中「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「第二号」を「第三号」、「第四号又は」に改め、「又は第八号」を削り、同項第三十五号中「旅客会社又は」を「旅客会社」に、「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第一条第一項に規定する新会社」を加え、同項第三十六号中「第十号」を「第三項から第五項まで」に改め、同項第三十七号を次のよう改める。

三十七 国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法第十三条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の二号を加える。

四十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成三十一年法律第一百七十六号)第十六条第二号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三第三十項】を「第三百四十九条の三第二十五項】を「第三百四十九条の三第二十四項】に改める。

第三百四十九条の三第三十四項中「第二十六項】を「第二十五項】に改め、同條第十九項中「旅客会社法改正法」を「平成十三年旅客会社法改正法」に、「第二十六項】を「第二十五項】に改め、同條第二十四項を削り、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項から第三十三項までを一項ずつ繰り上げ、同條に次の二項を加える。

33 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一号に規定する業務の用に供する設備及び当該設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

34 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物のうち、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十二条に規定する世界遺産一覧表に記載された家屋及び償却資産で総務大臣が指定するもの並びに当該家屋の敷地の用に供されている土地に對して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。



地方税法等の一部を改正する等の法律を「」に公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

法律第十三号

地方税法等の一部を改正する等の法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の三」を「第十条の四」に改める。  
第十条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、「定めるもの」の下に「に対する同項の規定の適用」を「日で」の下に「地方団体の」を加え、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改め、第一章第三節中同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(法人の合併等の無効判決に係る連帯納稅義務)

第十条の三 合併又は分割(以下この条において「合併等」という)を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帶して納付し、又は納入する義務を負う。

第十一条の五中「掲げる者」を「定める者」に、「次条及び第十二条の七」を「及び次条」に改める。

第十一条の七中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」を「被支配会社(当該

納稅者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社をいふ」に改め、「(以下次条において「親族その他の特殊関係者」という)及び同一とみられる場所において」を削り、「(取得財産を含む)を限度として」を「の価額の限度において」に改める。

第十一条の八中「政令」を「政令」に、「免かれた」を「免れた」に、「親族その他の特殊関係者」を「親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む)」で政令で定めるもの」に改める。

第十四条の九第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「とする。」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人(以下この号において「分割法人」という)に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の地方税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の第十条の三に規定する連帶して納付し、又は納入する義務に係る地方税(当該判決が確定した日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る)

当該判決が確定した日  
当該判決が確定した日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る)  
同項第五号中「同じ」を「同じ」、次に掲げる個人の市町村民税の区分に応じそれぞれ次に定め  
る期限又は日」に改める。